



食文化創造都市

臼杵

CITY OF GASTRONOMY

「臼杵美食の旅」観光キャンペーン 旅行商品支援 旅行事業者用マニュアル

申請期間

2022年7月4日（月）～ 7月15日（金）まで ※消印有効

最大支援額通知

2022年7月30日（土）までに連絡

販売期間

2022年8月1日（月）～2023年1月31日（火）まで

旅行実施期間

2022年9月15日（木）～2023年1月31日（火）まで
※2023年1月31日（火）までにお食事をする旅行

1. はじめに

福岡県内の旅行会社のみなさまにおかれましては、平素より臼杵市観光に多大なるご支援を賜り心より御礼申し上げます。

臼杵市は2021年11月8日ユネスコが管轄する「ユネスコ創造都市ネットワーク」に「食文化分野」で新規加盟することができました。

本市では「ユネスコ食文化創造都市臼杵」の認知度を高め、観光客誘致を促進させるため、最大来訪者数である福岡県民の方々を主対象として、臼杵の食を堪能していただくために、福岡県内の旅行業者様への支援を行う「臼杵美食の旅」観光キャンペーンを実施いたします。福岡県内の旅行会社各社様のご参画とご販売をなにとぞよろしくお願い申し上げます。

「臼杵美食の旅」観光キャンペーン旅行代金支援の取扱いについては、本マニュアル、並びに関連資料にてご説明いたします。

各自ご確認の上、間違いのない取扱いをお願いいたします。あわせて、ご提出いただきました意向確認書に記載のある事項につきましても遵守いただきますようお願い申し上げます。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、事務局まで問い合わせください。

※対象旅行社：第1種、第2種、第3種の旅行業登録をしている旅行会社の
福岡県内営業所（支店）

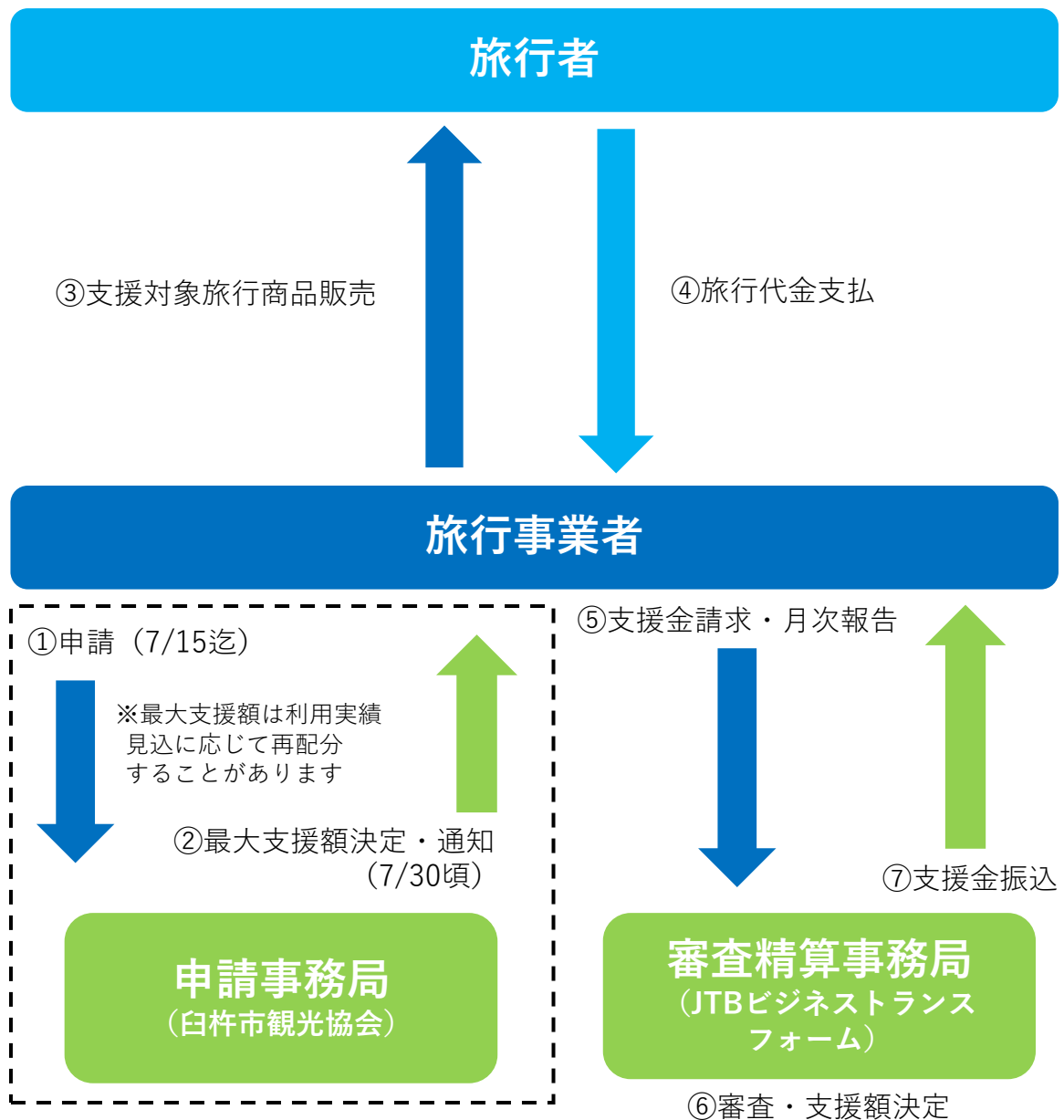
※利用対象：福岡県民の方を中心としますが参加者の居住地確認の必要はありません。

一般社団法人 臼杵市観光協会

2. 旅行商品支援の概要

正式名称	(仮称) 「臼杵美食の旅」観光キャンペーン旅行商品割引支援
販売期間	2022年8月1日～2023年1月31日
販売場所	本キャンペーン参画旅行会社
購入対象	福岡県民を中心とする ※参加者の居住地確認の必要はありません
支援額	①臼杵市内での食事代金(お一人様一食) 4,000円以上6,000円未満の場合 →2,000円支援 ②臼杵市内での食事代金(お一人様一食) 6,000円以上8,000円未満の場合 →3,000円支援 ③臼杵市内での食事代金(お一人様一食) 8,000円以上10,000円未満の場合 →4,000円支援 ④臼杵市内での食事代金(お一人様一食) 10,000円以上の場合 →5,000円支援 ⑤臼杵市内のホテル旅館に宿泊した場合、上記①～④の額に →プラス2,000円支援 (注1) 支援額確定基準の食事代金には飲料を含まない (注2) 支援額確定基準の食事代金には飲食店から旅行会社への手数料がある際はそれを含む (注3) 飲食店発行の人数と食事代金(明記された領収書(請求書も可))で確認します (注4) ⑤の支援を請求する際は宿泊機関発行の人数が明記された領収書を確認します (注5) 1回の旅行での一人あたりの最大支援額は7,000円とする
支援対象商品	①募集型企画旅行商品(日帰り旅行含む) ②受注型企画旅行商品(日帰り旅行含む)
旅行実施期間	①2022年9月15日(木)～2023年1月31日(火) ※お食事は2023年1月31日(火)分まで ※臼杵市内宿泊の場合は2023年1月31日(火)チェックアウト分まで ※日帰り:1/31(火)帰着分まで (注1) 今後の新型コロナウイルス感染状況により、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が、福岡県または臼杵市に適用されている期間、また、不要不急の外出自粛要請や飲食店等の時短要請が行われている期間は、販売及び利用を停止致します。
利用条件	①本キャンペーンに参画する臼杵市内の飲食店で参加者一人あたり4,000円以上(飲料別)の食事を行う旅行 ※参画店舗は当協会ホームページに随時掲載 ②国宝臼杵石仏または市内の有料観光施設(野上記念館、下屋敷、吉丸一昌記念館、歴史資料館、風連鍾乳洞)のうち1か所以上の見学を行程に含む旅行 ③二王座歴史の道や八町大路の街並み散策を40分以上行程に含む旅行 ④旅行募集広告もしくは参加者向けの最終行程表に記載するツアー名に「臼杵美食の旅」の文言を使用し、「臼杵市はユネスコ創造都市ネットワークに食文化分野で加盟しています」と明記し、「食文化創造都市臼杵」のロゴマークを使用表示すること ⑤利用者全員に参加者アンケート協力を案内すること(アンケートは後日HPに公開)
利用制限	①大分県が行う他の助成制度(県民割等)及びGoToトラベルとの併用は妨げません ②臼杵市団体旅行誘致助成事業(貸切バス)との併用は出来ません
その他	「臼杵美食の旅」観光キャンペーンを通じて臼杵市の観光促進にご協力をお願いいたします

3. 全体フロー



- | | |
|----------------|---------|
| ①応募申請 | P 5 を参照 |
| ②最大支援総額決定・確定通知 | P 6 を参照 |
| ③支援対象旅行商品販売 | P 7 を参照 |
| ④旅行代金支払 | |
| ⑤支援金請求・月次報告 | P 8 を参照 |
| ⑥審査・支援額決定 | |
| ⑦支援金振込 | P 9 を参照 |

4. 応募申請

I 応募対象旅行商品

- ①募集型企画旅行商品（日帰り旅行含む）
- ②受注型企画旅行商品（日帰り旅行含む）

II 応募申請時に必要な書類

以下の書類に必要な事項をすべて記入の上、申請して下さい。

- ①様式1 意向確認書
- ②様式2 誓約書
- ③様式3 事業所基本情報台帳
- ④様式4 旅行業登録票添付台紙
- ⑤様式5 販売計画書

III 応募申請書の提出方法と提出先

【応募申請書の提出方法】

- ・必要書類を下記宛先までお送り下さい。
※レターパック等、発送記録が確認できるものでお送りください
- ・送付にかかる費用は各旅行事業者にてご負担ください。
- ・送付された書面に不備があった場合はご連絡致します。
- ・受付は**2022年7月15日（金）**消印有効とします。

【応募申請書の提出先】

一般社団法人 臼杵市観光協会

住所：〒875-0041 大分県臼杵市大字臼杵100-2

電話番号：0972-64-7130（受付時間 平日 9:00～17:00）

5. 最大支援額決定・通知

I 最大支援額決定

- ・申請内容に基づいて協議・審査を行い、最大支援額を決定します
- ・申請内容に不備があった場合等、確認のため連絡を行う場合があります

II 最大支援額通知

【第1次通知】

- ・7月30日までに各社（営業所毎）へ連絡いたします（郵送）
- ・内示された最大支援額の範囲内で旅行商品の企画・販売を行ってください
内示額を超過した場合、その分の支援は行いませんのでご注意ください
- ・大分県が行う他の助成制度（県民割等）及びGoToトラベルとの併用は妨げません
- ・臼杵市が行う団体旅行誘致促進事業（貸切バス）との併用は不可となります。

【第2次通知】

- ・10月末に最大支援額の再調整を行い、参画される各社へ最大支援額の増減を通知すること
があります
 - ・11月以降、通知された最大支援総額の範囲内で旅行商品の企画・販売を行ってください
 - ・通知された最大支援額を超過した場合、その分の支援は行いませんのでご注意ください
 - ・大分県が行う他の助成制度（県民割等）及びGoToトラベルとの併用は妨げません
 - ・臼杵市が行う団体旅行誘致促進事業（貸切バス）との併用は不可となります。
- ※11月以降も販売見込に応じて旅行会社様に最大支援額の増減を通知することがあります

6. 支援対象旅行商品販売

I 対象商品

- ①募集型企画旅行商品（日帰り旅行含む）
- ②受注型企画旅行商品（日帰り旅行含む）

II 対象商品の注意事項

- ①P3の「2.旅行商品支援の概要」を十分ご確認の上、旅行商品の企画・販売を行ってください。条件を満たさない旅行は支援の対象外となります
- ②宿泊を伴う旅行で、臼杵市内の宿泊施設に宿泊した場合は支援額が+2,000円加算されます
- ③日帰り旅行の定義は、以下の通りとします
同日中に発地に戻ることが予定されている運送サービスを含み、かつ運送・宿泊以外の旅行サービスを含んだ旅行商品

III 販売時の注意事項

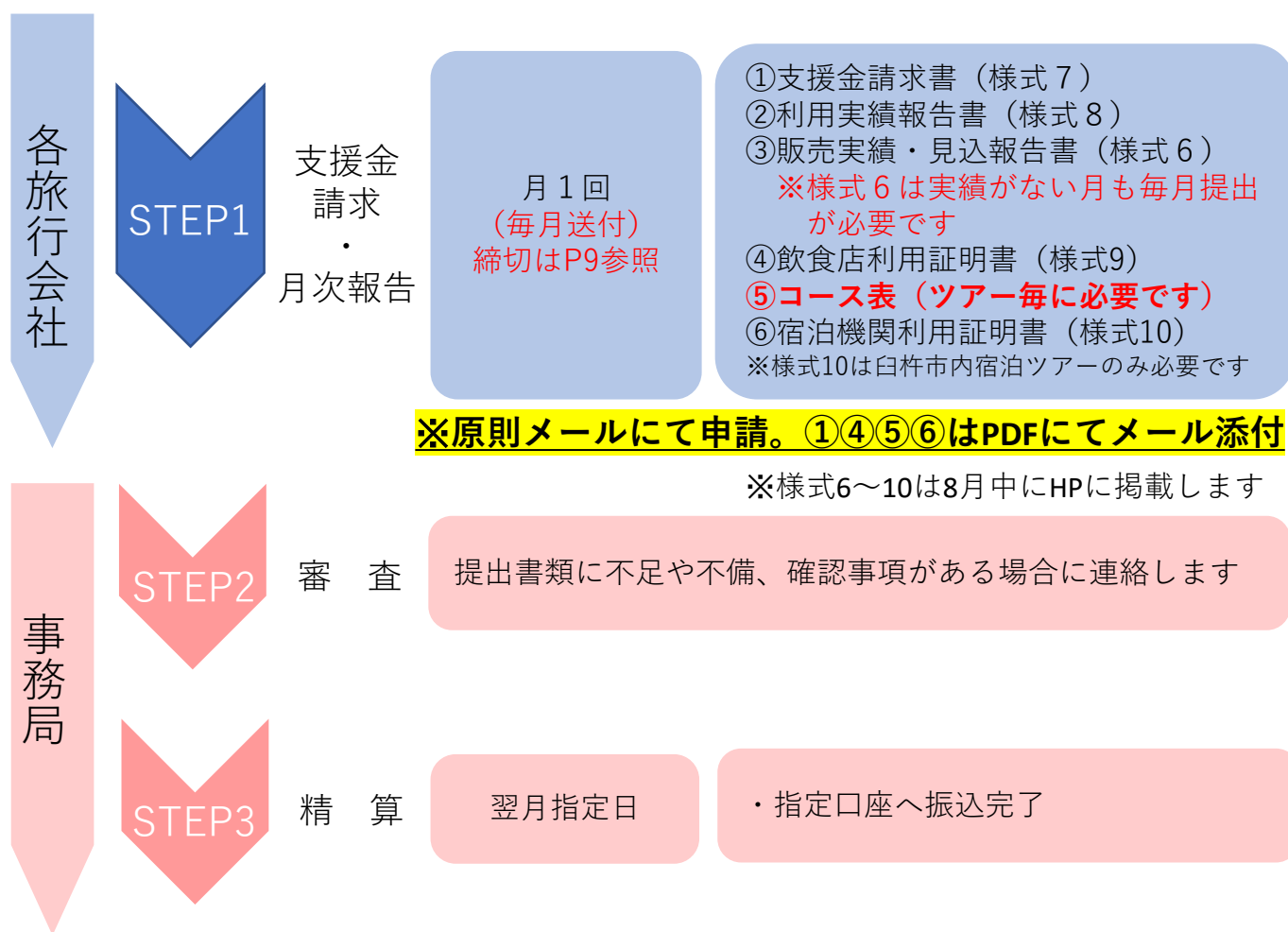
- ①本キャンペーン事務局が通知する内示額の範囲内で旅行商品の販売を行ってください。
内示額を超過して販売した場合、その分の支援は行いません。
- ②支援の対象は、2022年8月1日（月）以降に販売した旅行商品に限ります。
- ③旅行募集広告もしくは参加者向けの行程表のツアー名に「臼杵美食の旅」の文言を使い、かつ「★臼杵市はユネスコ創造都市ネットワークに食文化分野で加盟しています」と明記してください。併せて「食文化創造都市臼杵」のロゴマークを掲載してください
※募集広告もしくはお客様へお渡しする最終行程表にて審査・確認させていただきます
- ④旅行商品割引の取扱に関し、旅行者とトラブルにならないよう努めて下さい。
（例）新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本キャンペーンの利用を停止した際に、本旅行商品割引の利用ができない旨を事前に旅行者に伝えること。
- ⑤臼杵市内の飲食店、宿泊機関との間でのトラブルが発生しないよう十分留意して下さい。
- ⑥旅行商品支援は、利用対象となる福岡県民を中心としますが、参加者の居住地確認は求めません
- ⑦旅行代金受領時は上記の注意事項をお客様へご説明の上、割引後の旅行代金を収受して下さい。
- ⑧不当な二重価格表示にならないよう十分注意して下さい。

7. 支援金請求・月次報告

I 支援金請求の概要

- ①方法：指定する申請様式を使用して下さい。
- ②回数：毎月1回とします。**※実績がない場合でも毎月報告をお願いします**
また支援金請求と分けて、販売見込報告もお願いいたします。
- ③支払：事業者が指定する金融機関へ振込いたします(振込に係る費用は事務局側で負担)。
- ④期限：最終の支援金請求は**2023年2月10日（金）必着**です。

II 請求の流れ



請求関係書類が不足あるいは不備の場合、支援金のお支払いはできません。
P3「2.旅行商品支援の概要」の利用条件を全て満たしていない旅行への支援は一切できません。

7. 支援金請求・月次報告

III 請求・精算スケジュール

精算スケジュールは以下の予定となっております。

※毎月の利用実績報告も同時にお願ひします

※書類到着およびチェックの状況により、精算スケジュールがずれる場合がございます。

	請求・見込書類到着期限（必着日）		支払予定日	
	日付	曜日	日付	曜日
1	10月21日	金	11月22日	火
2	11月22日	火	12月23日	金
3	12月23日	金	1月20日	金
4	1月20日	金	2月22日	水
5	2月10日	金	3月10日	金
6				

< 注意点 >

・支援金請求書（様式5）、及び利用実績報告書（様式6）は、事業者登録を行った事業者単位で作成してください。消せるボールペンは使用禁止です。

また、手書き修正の場合は、必ず訂正印を押印してください。（修正テープや修正液での修正は不可）

・事務局は請求書到着日を基準に月1回の締め日を設け、あらかじめ指定された銀行口座へ振り込みにてお支払いします。振込手数料は事務局にて負担します。

・送付された書類に不備がある場合にはご連絡します。不備書類提出のタイミング次第では、所定のスケジュール通りのお支払いが難しい場合がございますので、あらかじめご了承ください。

・なお、支援額増減の再配分を予定しておりますので、実績がなかった場合でも毎月報告を行ってください。

・申請書類の最終到着期限は **2023年2月10日（金）事務局必着** です。それ以降のご請求はお受けできませんので、ご注意ください。

7. 支援金請求・月次報告

Ⅳ 支援金請求時に必要な書類

販売区分ごとに必要書類が異なります。

【共通して必要な書類】 + 【旅行形態に応じて必要な書類】

【共通して必要な書類】

- ・販売実績・見込報告書（様式6）
- ・支援金請求書（様式7）
- ・利用実績報告書（様式8） ※データでの送信もお願いします。
- ・飲食店利用証明書（様式9）
- ・宿泊機関利用証明書（様式10）※臼杵市内宿泊の際のみ

【旅行形態に応じて必要な書類】

- 受注型企画旅行：行程表・日程表など行程の分かる書類（確定書面）
- 募集型企画旅行：募集パンフレットなど行程の分かる書類

Ⅴ 支援金請求書類の提出方法と提出先

【支援金請求書類の提出方法】

- ・必要書類を下記宛先まで**原則メール**にてお送り下さい。
また、書類はPDFに変換してお送りください。
※利用実績報告書（様式8）についてはエクセルデータで提出
※郵送の場合はレターパック等、発送記録が確認できるものでお送りください
（送付にかかる費用は各旅行事業者にてご負担ください）
- ・送付された書面に不備があった場合はご連絡致します。
不備書類提出のタイミング次第では、精算スケジュール通りのお振込みが難しい場合がございますのでご了承ください。
- ・精算の最終受付は**2023年2月10日（金）**到着分までとします。
以降のご請求はお受けできませんので、ご注意ください。

【支援金請求書類の提出先】

「臼杵美食の旅」審査・清算事務局（JTBビジネストランスフォーム内）

電話番号：092-751-2102（平日10～17時受付※土日祝日及び年末年始休業）

FAX番号：092-751-4098

メールアドレス：usuki_bishoku@jbn.jtb.jp

住所：〒810-0072 福岡市中央区長浜1-1-35 新KBCビル5階